

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2022年3月31日現在

～2022年3月30日

2022年3月31日～

目次（略）	目次（略）
第1章～第15章、別記（略）	第1章～第15章、別記（略）
料金表	料金表
通則（略）	通則（略）
第1表（略）	第1表（略）
通話料金別表 選択制による通話料金の月極割引	通話料金別表 選択制による通話料金の月極割引
1～51（略）	1～51（略）

52 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ケ（略）
(2) 承諾	ア～ウ（略）
(3) 月極割引の適用	ア～セ（略）
(4) 長期高額利用回線群に係る月極割引の長期高額利用期間等	<p>ア（略）</p> <p>イ <u>割引選択代表回線の契約者は、長期高額利用回線群に係る全ての割引選択回線及び電気通信回線について、アに規定する長期高額利用期間内にこの表又は当社が別に定める電気通信サービスの契約約款及等に規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、(ア)の表及び(イ)の表に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金は長期高額利用回線群に係る全ての割引選択回線及び電気通信回線について、この表又は当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する長期高額利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</u></p>

52 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ケ（略）
(2) 承諾	ア～ウ（略）
(3) 月極割引の適用	ア～セ（略）
(4) 長期高額利用回線群に係る月極割引の長期高額利用期間等	<p>ア（略）</p> <p>イ <u>削除</u></p>

(ア) 利用期間が12料金月のもの

1 割引選択回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	200万円×残余月数
プラン1-4	440万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1 長期高額利用回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン2-1	5万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数
プラン2-4	130万円×残余月数
プラン2-5	230万円×残余月数
プラン2-6	330万円×残余月数
プラン2-7	460万円×残余月数

ウ イの規定にかかわらず、(1)欄のイに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表((1)欄のイに規定する当社が別に定める場合はイの(ア)の表とし、(1)欄のイに規定する当社が別に定める場合はイの(ア)の表及び(イ)の表とします。)に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1)欄のウまたは(1)欄のエに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む場合は、エ、オ又は以下の表に定める解約金のうち(1)欄のアで選択したこの月極割引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。

ウ 削除

(ア) 利用期間が12料金月のもの

1 割引選択回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	40万円×残余月数
プラン1-4	40万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1 長期高額利用回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン2-1	5万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数
プラン2-4	130万円×残余月数
プラン2-5	130万円×残余月数
プラン2-6	130万円×残余月数
プラン2-7	130万円×残余月数

エ イの規定にかかわらず、(1)欄のウに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表(1)欄のアに規定する当社が別に定める場合は、イの(ア)の表とします。)に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1)欄のイ又は(1)欄のエに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む場合は、ウ、オ又は以下の表に定める解約金のうち(1)欄のアで選択したこの月極割引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。

エ 削除

(ア) 利用期間が12料金月のもの

1 割引選択回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	40万円×残余月数
プラン1-4	40万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1 長期高額利用回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン2-1	5万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数
プラン2-4	130万円×残余月数
プラン2-5	130万円×残余月数
プラン2-6	130万円×残余月数
プラン2-7	130万円×残余月数

オ イの規定にかかわらず、(1)欄の工に規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表((1)欄のアに規定する当社が別に定める場合は、イの(ア)の表とします。)に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1)欄のイ又は(1)欄のウに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む場合は、ウ、エ又は以下の表に定める解約金のうち(1)欄のアで選択したこの月極割引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。

オ 削除

(ア) 利用期間が12料金月のもの

1 割引選択回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	3万円×残余月数
プラン1-3	3万円×残余月数
プラン1-4	3万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1 長期高額利用回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン2-1	5万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	30万円×残余月数
プラン2-4	30万円×残余月数
プラン2-5	30万円×残余月数
プラン2-6	30万円×残余月数
プラン2-7	30万円×残余月数

カ 略

(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算

ア～ウ (略)

53～95 (略)

第2表～第6表 (略)

カ 略

(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算

ア～ウ (略)

53～95 (略)

第2表～第6表 (略)

	<p><u>附 則（令和4年3月14日 APS1サ第00893958号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和4年3月31日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>
--	--